

平成 26 年 8 月 29 日

各 位

株式会社 福 山 コ ン サ ル タ ン ト
代表取締役社長 山 本 洋 一
(J A S D A Q コード番号 9 6 0 8)
問合せ先 広報担当専務取締役 柴田 貴徳
(事務取扱責任者 高崎 愛一 TEL. 092-471-0211)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 8 月 29 日開催の取締役会において、平成 26 年 9 月 26 日開催予定の当社第 52 期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更の議案を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を定款第 26 条に新設いたします。また、当条文の新設に伴い、現行定款の条文の繰り下げを行うとともに、現行定款第 33 条（社外監査役の責任免除）を社外取締役の責任限定契約と表現を合わせ、文章の見直しを行います。

なお、定款第 26 条（社外取締役の責任限定契約）の新設に関しては、監査役会の同意を得ています。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 26 年 9 月 26 日（金）予定
定款変更の効力発生日	平成 26 年 9 月 26 日（金）予定

以 上

【別紙】

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会 (新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第26条～第32条 (条文省略) (社外監査役の責任免除)</p> <p>第33条 当社は、社外監査役との間で、<u>会社法第427条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の最高限度額は法令に定める額とする。</u></p> <p>第34条～第37条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 <u>(社外取締役の責任限定契約)</u></p> <p><u>第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 第27条～第33条 (現行どおり) (社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第34条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額とする。</u></p> <p>第35条～第38条 (現行どおり)</p>